

小郡市防災行政無線システム  
更新業務委託  
要求水準書

小郡市

## 第 1 章 総 則

### 1. 本事業の目的

小郡市（以下「発注者」という）が整備した、800MHz 帯デジタル MCA 無線を利用した防災行政無線設備については、基幹システムであるデジタル MCA 無線が令和 11 年 5 月末をもって停波することが決定している。

このため、令和 7 年度以降には、同システムを採用している他の自治体による更新が全国的に集中することが予想され、MCA 無線に代わる新たな通信システムへの早急な更新が求められている。

本業務では、既存設備のうち活用可能な部分を一部流用することで、全体的な整備費用を抑制しつつ、MCA 無線による現行システム以上の通信カバーエリアを確保し、安定運用および近年の情報伝達手段の多様化にも対応可能な携帯電話網を活用した新たな防災行政無線システムの再整備を実施するものである。

### 2. 本水準書について

小郡市防災行政無線システム更新業務委託に係る水準書(以下「本水準書」という)は、発注者が防災行政無線設備の再整備を実施するにあたり、発注者が要求する仕様機能等を示すものである。

### 3. 既設防災行政無線設備の概要

- ①親局設備                         : 1 式（市役所本庁舎）
- ②副親局設備                       : 1 式（三井消防署）
- ③屋外拡声子局設備               : 6 1 式
- ④J-ALERT 設備                    : 1 式

※詳細の構成図、完成図書が必要な場合は申し出ること。

### 4. 適用法令(以下の関連法令等に関連する部分がある場合には準拠すること)

- (1) 電波法及び関係政令並びに総務省令
- (2) 総務省総合通信局の防災行政用無線局の免許方針
- (3) 総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (6) 電気通信事業法及びこれに基づく政令並びに総務省令
- (7) 日本産業規格(J I S)
- (8) 日本電気規格調査会標準規格(J E C)
- (9) 日本電機工業会標準規格(J E M)
- (10) 電子情報技術産業協会規格(E I A J - E D I)
- (11) インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準(I E T F)
- (12) 福岡県土木業務共通仕様書
- (13) 小郡市地域防災計画等諸規則

(14)その他関係法令、条例、規則等

## 5. 契約の範囲

本業務に係る契約の範囲は、契約書及び本水準書に示す範囲とする。

## 6. 提出書類

受注者は契約締結後、以下の書類を発注者の指定する期間内に提出することとする。

なお、以下に掲げる書類のほか、発注者が本業務の履行に必要と認めて提出を求めた書類については、その都度速やかに提出するものとする。

各書類については、日付並びに宛名を明記すること。

(1)業務工程表	2 部	}	契約時若しくは業務着手前
(2)業務着手届	2 部		
(3)主任技術者、現場代理人届	2 部		
(4)業務実施計画書	2 部		
(5)使用材料承認願い	2 部	}	業務期間中若しくは業務完了後
(6)機器承認願い	2 部		
(7)検査、試験成績書又は適合証明書	2 部		
(8)業務写真（業務前・業務中・業務後）	2 部		
(9)打合せ議事録	2 部		
(10)業務図面（CAD ソフトによる）	2 部		
(11)取扱説明書及び簡易マニュアル	2 部		
(12)産業廃棄物処理に係るマニフェスト	2 部		
(13)関係官庁への申請書又は届出図書	2 部		
(14)その他発注者が必要とする書類	1 式		
(15)提出書類等一式の電子データ	1 式		

## 7. 配置技術者

受注者は、次に示す技術者を本業務に専任として配置するものとする。

### (1)主任技術者

配置する主任技術者の資格もしくは業務実績並びに3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を示す資料を提出し、発注者の承認を得るものとする。

### (2)現場代理人

配置する現場代理人の3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を示す資料を提出し、発注者の承認を得るものとする。

## 8. 契約不適合責任

納入された各機器・装置及び据付業務等全てについて、当該業務の完了後、1年間は設計及び構造上の原因により生じた障害は、乙において無償で修復すること。

ただし、この期間を過ぎた後においても、乙の契約不適合によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

## 第 2 章 業 務 範 囲

### 1. 概要

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 総務省消防庁が発行する、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」に記載された携帯網を活用したシステムの整備および各地区に設置されている屋外拡声子局の更新整備（機器据付含む）
- (2) 制作メーカーでの機器試験及びシステム全体の総合調整（立会検査含む）
- (3) 上記システム構築に必要な各種申込手続き
- (4) 既設機器撤去処分
- (5) 現情報配信システム（SpeeCAN RAIDEN）との連携
- (6) J - A L E R T 受信機の更新・連携
- (7) 久留米広域消防本部から送られてくる火災等に係るメールの内容を親局で解析し、予め設定した子局への自動で電子サイレンの鳴動が可能な機能の有すること
- (8) スマートフォンアプリ

### 2. システム構成

本システムは、次に示す機器で構成すること。

#### (1) 親局設備

本設備は、当該システムに必要な機能を以下の機器等で構成すること。なお、操作卓はオンプレミス型またはクラウド型を問わない。ただし、大規模災害や停電等が発生した場合においても、確実にシステムを利用できるようバックアップ機能、冗長性を確保すること。また、セキュリティ面においてウィルス対策や不正アクセス対策が施されていること。オンプレミス方式の場合、サーバ等は防災安全課に設置すること。

##### ① 制御処理装置

1 台の操作卓から情報配信を含む操作を 1 オペレーションで実行できること。

オンプレミス型の場合には、24 時間連続稼働及び長期運用に適した産業用コンピュータ FAPC 等を使用し、その他、ディスプレイ、放送に必要な音声ミキサー・スタンドマイク・モニター用スピーカ等も含むこと。

##### ② 管理制御ソフト（オンプレミス型）

子局装置に対して各種放送・制御を実現するためのソフトウェアを制御処理装置内にインストールすること。

##### ③ 通信回線機能

屋外拡声子局との通信回線は携帯電話の LTE 回線を用いること。

#### ④ 電源装置

(オンプレミス型)

庁舎発電機回路を活用し無停電電源装置等により、関連設備への電源バックアップが行えること。

(クラウド型)

クラウド環境側でバックアップ電源が確保されていること。

#### ⑤ 操作卓(クラウド型)

a 本システムは、受注者がソフトウェアおよびデータの運用管理をデータセンターで行い、発注者に対してASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）として提供する。

その場合、データセンターは日本国内で複数箇所に配置し、それぞれでシステムを構築することで、局地的な大規模被災リスクを軽減すること。

b 本システムは専用端末や特別なアプリケーション等のインストールを必要とせず、Web方式により運用できるシステムであり、職員端末やスマートフォン及びタブレット端末から、一般的なWebブラウザを使用して操作・閲覧ができること。

なお、Webブラウザのバージョンアップがあった場合もシステムの稼働を保証すること。

c 本システムに必要なソフトウェアおよびライセンスは、受注者が用意すること。

d 本システムは、原則24時間365日提供が可能とすること。ただし、システムメンテナンス等による停止は除くものとする。

e 最大100アカウントを作成することができ、1アカウントに対し複数で同時ログインできること。また、災害時は急激な同時アクセスが集中した場合においても本システムが運用可能な設計を目指すこと。

#### (2)屋外拡声子局設備

IP無線拡声子局

既設屋外拡声子局設備のうち、スピーカ、鋼管柱は流用し、屋外制御装置および外部接続箱を含むその他機器については必要に応じて交換とする。

### 3. 履行期間

令和8年6月～令和9年3月

### 4. 契約の範囲

本事業の契約範囲は、製作、搬入、据付、現地調整試験等の全般、並びに再整備に必要な官公庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切の事項とする。

### 5. その他

以下の内容を業務範囲に含むこととする。

(1) 必要に応じた電波伝搬等の現地調査及び測定等の一式、電波強度不足時の対策検討。

(2) 防災行政無線システム全体の機能及び機器構成検討

(3) 必要に応じた親局及び屋外拡声子局の設置要否及び設置位置等の検討。

- (4) システム再整備に必要な各設備の新設業務(操作卓や無線機等各機器の据付調整、データ設定、動作試験、必要に応じたケーブル敷設及び接続、電源系業務、全体試験等の一式)
- (5) ネットワーク系の構築にあたり、必要なファイアウォール等のセキュリティ対策を行うこと。
- (6) 必要に応じ、既存設備等の移設や撤去等がある場合は、その内容等を具体的に示し、受注者の責任において安全かつ必要な措置を講じ業務実施すること。また撤去材等は適切に産業廃棄物の処理等を行い、関係書類を発注者へ提示すること。
- (7) 各種試験の実施と、試験成績書の作成及び提出。
- (8) 関係機関への許可申請、届出、完成届他、必要となる資料の作成及び申請業務。
- (9) 九州電力、NTT等との契約業務(必要に応じて)。
- (10) システム切り替え前の操作訓練の実施及びその他発注者が指示する関連事項
- (11) 提出する図面はCADソフトにより作成し、国土交通省「CAD製図基準」に準ずるものとする。

### 第3章 機器の要求仕様

#### 1. 一般条件

防災行政無線システムの再整備にあたり、最適の機能及び性能を有するとともに、以下の事項を十分満足するものとなるよう配慮すること。

- (1) 各施設の設置場所等は最適な運用となるよう配慮すること。
- (2) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (3) 堅牢で長時間の使用に十分耐え得る設備で、且つ維持管理が経済的に行えるものであること。
- (4) 清掃、点検、調整及び修繕が容易に且つ、安全に行える構造であること。
- (5) 更新後のシステムは、既設機器を流用する場合であっても受注者が全体的な補償を行うこと。

#### 2. 環境条件

次の条件下で異常なく安定に動作するものとする。

- (1) 屋外設置の設備は、周囲温度 $-10^{\circ}\text{C}$ ～ $40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度45%～85%にて支障なく動作すること。
- (2) 屋内設置の設備は、周囲温度 $5^{\circ}\text{C}$ ～ $35^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度45%～85%にて支障なく動作すること。但し、操作卓に使用するものを除いたOA機器等は、周囲温度 $10^{\circ}\text{C}$ ～ $35^{\circ}\text{C}$ とする。
- (3) 設置場所に応じた環境特性であり支障なく動作すること。

#### 3. 電氣的必要条件

- (1) 電気回路には、特異電圧に対する保護装置または保護回路を設けること。
- (2) 電源電圧は、機器定格電圧の10%変動範囲内で正常に動作すること。
- (3) 可能な限りプリント配線とし保守点検が容易にできること。
- (4) プリント基板、コネクタ等は接触不良を配慮した堅牢なメッキ処理を施すこと。

#### 4. 銘板表示

- (1) 各装置には、品名、型式、製造番号、製造社名、製造年月を銘板にて標示すること。
- (2) 特に取扱上注意を要する箇所については、その旨を警告表示すること。

#### 5. その他

- (1) 本水準書に記載されていない事項についても、施設の運用上、機能上当然具備しなければならない事項については、これを充足すること。
- (2) 受注者は業務の一部を中小受託事業者に代行させようとする場合は、予め発注者の承認を得ること。  
なお、発注者は業務実施に著しく不相当と認めた場合は、受注者に対して中小受託事業者の変更を求めることができるものとする。
- (3) 受注者は業務の一部を中小受託事業者に代行させる場合、本市内に事務所を置く事業者を積極的に利用すること。  
なお、本市内に該当する事業者が存在しない場合、近隣自治体に事務所を置く事業者を積極的に利用すること。
- (4) 受注者は電気料、通信回線使用料、ソフトライセンス使用料等、今後の運用に係るものの手続きを行う際、発注者にその金額を通知し承諾を得ること。
- (5) 受注者は発注者に対して、本施設を10年運用するにあたり、定期的に交換を必要とする装置若しくは部品について、品名、定期交換の時期、費用を明確に示し、その承認を得ること。

#### 6. 親局設備

##### (1) 操作卓仕様（オンプレミス型）

- ① 据え置き型操作卓を想定し、緊急用にハードスイッチ操作卓部を設けること。
- ② PC類を使用する場合は、産業用PCを用い信頼性、保守性を確保すること。
- ③ PC類やネットワーク機器等は収容架に実装し設置すること。
- ④ 無停電電源装置等を設置して、庁舎内防災行政無線用非常用電源に切り替わるまでの間も動作し続けること。
- ⑤ システムの運用に必要な機能及び提案内容の実現に必要な機能を実装すること。

##### (2) 管理制御システム機能

- ① 放送種別は以下のとおりとし、当該放送を行える機能を有していること。

なお、a、bの選択呼出しが可能であること。

##### a. 緊急放送

他で接続中（使用中）の操作端末からの放送（配信）を強制切断した上で全ての子局に対し、最大音量で放送することができること。

##### b. 一般放送

一斉放送：全ての子局に対し、放送することができること。

グループ放送：あらかじめ設定したグループに属する子局に対し放送できること。

個別放送：指定した子局（複数局含む）に対し、放送することができること。

c. サイレン通報

- ・サイレン吹鳴は、一斉・グループ・個別及び任意の屋外拡声子局を選択して吹鳴できること。
- ・屋外拡声子局へのサイレンパターンは、操作時に10種類以上から選択可能とし、繰り返し回数は3回以上選択可能であること。
- ・サイレン吹鳴は日時、子局を選択した自動プログラム放送にも対応すること。
- ・久留米広域消防本部より発出される「災害発生メール」の受信を情報源とし、件名が「火災発生」、内容に住所が「小郡市」で「建物火災」時には指定先の屋外子局に対して自動でサイレン吹鳴を行えること。なお、サイレン吹鳴を行う子局は選別・変更が可能なこと。

d. 自動プログラム放送

自動プログラム放送に関する以下の機能を有していること。

- ・本機能は同報系操作卓サーバまたはクラウド上に内蔵し、プログラムの設定及び確認が容易に行えること。
- ・予め録音した音源・定時チャイム等の音源を選択呼出し機能及び時差分割放送機能を併用し、設定した日時・曜日に自動放送ができること。
- ・自動プログラム放送の選択呼出しは、屋外拡声子局に対する一斉・グループに対する放送先の設定が可能であること。
- ・自動放送プログラムで設定した放送番組内容を試聴できること。
- ・放送予定一覧表示を画面表示し、当該番組ごとに放送内容の試聴ができること。  
必要に応じて帳表出力が可能であること。
- ・次回放送予定・次回定時チャイム予定をディスプレイ画面上部に表示すること。
- ・自動プログラム放送の「放送中」等をディスプレイ画面に表示すること。
- ・登録や変更時に番組時刻が重複する場合は、ディスプレイ画面上に時刻登録修正を促す表示をすること。

e. 定時チャイム放送

f. 時差分割放送

隣接する屋外拡声子局の音の重なり（エコー干渉）を避ける為、屋外拡声子局に対して自動的に時差分割して放送をする機能を有すること。

- ・予め時差分割を指定する方法の他に放送実施時に分割放送の有無の設定ができること。
- ・自動プログラム放送設定時においても分割放送の有無の設定ができること。

g. 繰り返し放送

② 放送音源として以下が利用できること。

- a. 放送用スタンドマイクによる生放送
- b. 放送用スタンドマイクを使用して録音した音源
- c. 外部メディアのCD又はUSB等からの音源ファイル（WAVE・MP3）
- d. 外部入力端子に接続した機器から録音した音源

③ 放送音量制御

放送音量制御に関する以下の機能を有していること。

- a. 緊急一斉放送時（J-A L E R T 通報を含む）には、自動的に最大音量とする機能。
- b. 緊急一斉放送以外の放送については、複数段階の音量制御を行う機能。
- c. 放送種別ごとに2段階の音量設定を行う機能。

④ ディスプレイ画面表示機能

ディスプレイ画面の地図及び屋外拡声子局情報の表示に関する以下の機能を有していること。

- a. ディスプレイ画面の操作ボタンから各種操作が行えること。
- b. 縮尺の拡大・縮小が可能な小郡市の地図上に屋外拡声子局の位置を表示すること。
- c. 「待機中」・「放送中」・「状態異常」等、屋外拡声子局の状態を複数の色を用いて画面にアイコン表示できること。

⑤ 時刻補正機能

自動プログラム放送及び定時監視を正確な時刻におこなう為に自動的に時刻修整可能であること。また、定時チャイムの時刻微調整は、-10秒~0秒の範囲で修正可能であること。

⑥ 屋外拡声子局 監視・制御機能

屋外拡声子局に対する監視及び制御に関する以下の機能を有していること。

- a. 増幅器及び無線装置の起動監視及び制御。
- b. 商用電源の断絶及び蓄電池の電圧低下監視。
- c. 筐体（屋外子局装置・外部接続箱）扉開閉状況の監視。
- d. 外部接続機器等の起動監視及び制御。
- e. 監視により異常のあることが判明した際に親局またはクラウド上の通信ログに表示する機能。なお、監視の種類は問わず、自動的に屋外拡声子局の状態監視結果収集をすること。

⑦ 通信・監視記録機能

通信及び監視の記録に関する以下の機能を有していること。

- a. 通信内容及び監視内容を自動的に管理制御装置内に蓄積する機能。
- b. 蓄積した内容を表示及び検索する機能。
- c. 記録内容を出力する機能。

⑧ J-A L E R T 自動連動機能

- a. J-A L E R T 信号を受け、自動起動制御によって屋外拡声子局へ通報できること。
- b. 一般放送中に J-A L E R T 信号が入った場合は、J-A L E R T 通報が最優先となること。
- c. J-A L E R T 信号による自動起動（緊急割込み）を手動操作にて停止キャンセルできる機能を有すること。
- d. J-A L E R T 入力連携機能

J-A L E R T 受信機からのコマンドを受信し、データ種別（通報番号）の内容に合わせて出力連携先の外部システムへ自動で情報を配信できること。

J-ALERT受信機からのコマンド受信は、J-ALERT受信機が提供する自動起動インターフェース及びソケットインターフェースを用いて接続すること。

e. ヘルスチェック機能

J-ALERT受信機からステータスチェックコマンド受信時に、ステータスチェックレスポンスの返送を行うこと。

- ⑨ 拡声子局の他に情報連携する各システムに対し、既存の情報配信システムと連動させ、1オペレーションでどこからでも放送が行えること。

(3) 電源設備 (オンプレミス型)

無停電電源装置等により、発電機起動まで関連設備のバックアップが行えること。

## 7. J-ALERT 設備

本システムは全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等と連携することで、自動的に国民保護情報、気象情報等の放送・配信が可能であること。

(1) 新型 J-ALERT 受信機

- |               |            |                    |
|---------------|------------|--------------------|
| ① CPU         | 4 コア・プロセッサ | 2.0GHz (最大 3.0GHz) |
| ② 主記憶(メモリ)    | 16GByte    | 以上                 |
| ③ 保存容量(ストレージ) | 20GByte    | 以上(システム用)          |
|               | 20GByte    | 以上 (ログ用)           |

※システムとログでの保存領域の物理分離し、故障時の切り分けが明確であること。

④ LED 9個以上

※power1個、status2個、alarm6個とし、LEDを目視することで状態、故障内容がわかること。

⑤ 通信インターフェース

- |         |      |                                       |
|---------|------|---------------------------------------|
| イーサネット  | 1ポート | 100BASE-TX/1000BASE-T                 |
| コンソール   | 1ポート | RS-232C (D-SUB 9ピン オス)                |
| シリアル    | 1ポート | RS-232C (D-SUB 9ピン オス)                |
| デジタル出力  | 8出力  | a接点出力【NO：ノーマルオープン】3.5mmピッチ端子台         |
| 音声出力    | 1ポート | ステレオ音声(φ3.5ステレオミニジャック)                |
| 衛星データ受信 | 1ポート | RF信号入力(入力周波数：950~1450MHz) Fタイプ(メス)    |
| USB     | 2ポート | USB3.0 / USB2.0 USB3.0準拠 2段Type A(メス) |
| ディスプレイ  | 1ポート | VESA DisplayPort Standard Version 1.4 |

- |               |  |
|---------------|--|
| ⑥ 電源電圧        | AC100V±10%・50/60Hz±3Hz                     |
| ⑦ 寸法・重量       | 360.0(W)×225.0(D)×87.4(H)mm(突起物除く)程度 5kg以下 |
| ⑧ 環境条件        | 動作環境 温度 0° ~+40° 湿度 10%~90%(結露なきこと)        |
| ⑨ 保存環境        | 温度-10° ~+50° 湿度 10%~90%(結露なきこと)            |
| ⑩ 電波規制        | VCCI ClassA 取得                             |
| ⑪ 静電気放電イミュニティ | IEC61000-4-2(JIS C61000-4-2) レベル 3         |
| ⑫ サージイミュニティ   | IEC61000-4-5(JIS C61000-4-5) レベル 2         |
| ⑬ 伝導妨害イミュニティ  | IEC61000-4-6(JIS C61000-4-6) レベル 2         |

## (2) 操作用 PC

① OS	Windows 11 Pro
② プロセッサ	インテル Core5 以上
③ メモリ	8GB 以上
④ ネットワーク	LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
⑤ ディスプレイ	15.6 インチワイド以上
⑥ インターフェース	USB TypeA ポート

## 8. 屋外拡声子局設備

### (1) インターフェース装置

- a. 親局からの選択信号により指定された拡声放送ができること。
- b. 親局からの選択信号によりインターフェース装置に内蔵している音源ファイルの再生・動作制御機能に対応していること。
- c. 親局からの監視及び制御機能に対応していること
- d. インターフェース部の前面に各種動作状態を表わす LED 表示を設けること。
  - ・ 着信表示
  - ・ 障害表示
- e. サイレン起動制御機能に対応していること。
- f. 電源状態自動通知機能  
停電時（商用電源断）・復電時に屋外拡声子局から自動で状態通知を行う機能を有すること。
- g. 扉開放状態自動通知機能  
屋外子局筐体に扉スイッチを取り付けた場合において、屋外子局装置の扉開放された場合は、親局に対して屋外拡声子局から自動で状態通知を行う機能を有していること。再度、扉が閉まり正常になった状態も親局に対して同様に自動で状態通知をすること

### (2) 外部接続箱（交換が必要な場合）

- a. 屋外子局装置のインターフェース部と接続し、屋外子局装置インターフェース部の操作を外部から行う装置をいう。
- b. 外部接続箱から自局放送に親局からの選択信号を受信した場合は、親局の放送を優先とする機能を有すること。

(3) 屋外子局筐体に内蔵する非常用電源は蓄電池を搭載し、放送 5 分、待受 5 5 分の条件で 7 2 時間以上の運用が行えること。

(4) 屋外拡声子局にアンプ装置は各拡声子局に配備するスピーカを鳴動させるため十分なワット数を備えるものとする。筐体内部に専用バッテリーを備えた筐体とすること。

(5) 拡声放送に対する住民からの苦情に配慮した対応として、本装置またはクラウド上にてスピーカの音量設定を行うことができるものとする。

(6) 自動復帰型ブレーカを内蔵し、過電流保護を行うこと。

(7) 雷害等の一時的な過負荷により、ブレーカが遮断されても一定時間後に自動的に復帰すること。

- (8) 短絡などによる連続的な過負荷の場合は、再復帰動作を繰り返さないこと。
- (9) 自局放送が行えること。ただし、放送方法については問わず、子局周辺の住民が活用できること。

## 9. 整備後の運用・保守業務

### (1) 運用・保守業務の基本事項

- ① 本システムの保守業務は、契約不適合責任の期間後に単年度契約にて実施するものとする。
- ② 保守費用は、プロポーザル時に示された価格を基準とし運用・保守に係る費用（保守点検費（定期点検、障害時対応）、通信費、サービス利用料、ライセンス料等を含む一切のランニングコスト）とする。

### (2) 定期点検業務

専門的な知識を有した者が機器異常の有無を確認すると共に、機器故障の予兆を察し安定的にシステム運用を行うことを目的して実施する。

#### ① 点検頻度

年1回

#### ② 対象設備

防災行政無線（J-A L E R T受信機含む）にかかる全ての設備

#### ③ 点検内容

外観確認、清掃、各種機能確認及びその他懸念事項の報告を行うものとする。

#### ④ 報告義務

保守点検業務の終了後、速やかに点検報告書に点検結果を記入し提出すること。

### (3) その他

- ① 小都市からの問い合わせについては柔軟に対応すること。

## 10. スマートフォンアプリ

- (1) 個人所有のスマートフォンにダウンロードして使用でき、本システムの通常放送機能、緊急放送機能等により放送又は送信された情報をプッシュ通知し、文字による確認に加え、音声を出力できること。
- (2) スマートフォンアプリは iOS、Android にて動作する端末に対応すること。
- (3) iOS、Android のバージョンアップに伴う対応、動作検証及びアプリのアップデート登録作業については、OS のバージョンアップデータの配信後、遅滞なく行うこと。

## 第4章 機器据付業務の要求水準

### 1. 適用範囲

本業務における機器据付、設定および調整作業については、品質確保の観点から国土交通省大臣官房技術調査課電気通信設備工事共通仕様書の趣旨を準用し、本水準書に基づき実施するものとする。

## 2. 用語の定義

### (1) 業務担当職員

発注者から業務担当を命じられたものをいう。

### (2) 指示

業務担当職員が、受注者に業務実施上必要な事項を示すことをいう。

### (3) 承諾

受注者が申し出た事項について、業務担当職員が合意することをいう。

### (4) 協議

業務担当職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

## 3. 一般事項

### (1) 業務実施の原則

本業務は、単体各機器を本書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により業務実施し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

### (2) 業務実施計画

①業務実施計画は業務の手順、工程、実施方法、安全対策その他業務実施の全般的計画であるから、業務担当職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って切替計画やシステム停止に関する事項などを含めた業務実施計画書を作成し、契約後速やかに業務担当職員に提出するものとする。なお重要な変更が生じた場合は、変更業務実施計画書を提出しなければならない。

また、企画提案書に記載した内容を盛り込み、確実に実施すること。

②機器配置図、業務実施図、施工図及び業務担当職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。

③受注者は、発注者の指定した実施方法等について代案を申し出ることができる。

④発注者から示された以外に、受注者が業務実施上必要とする業務用地等は、業務担当職員とあらかじめ協議のうえ、受注者の責任において確保しなければならない。

⑤業務実施上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて受注者の負担とする。

### (3) 業務実施管理

①業務実施管理は業務実施計画に基づき、履行期間内に完全な業務完了ができるよう行わなければならない。

②業務実施に関わる法令、法規等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

③業務実施に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。

④水準書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については業務担当職員の立会確認または確認を得なければならない。

⑤休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ業務担当職員の承諾を得て行うものとする。

⑥業務実施中、業務担当職員と行った主要な協議事項等は、受注者が打ち合わせ記録簿を作成し、業務担当職員の確認を得なければならない。

#### (4)業務の現場管理

①業務実施にあたり確実な実施方法、安全、履行期間内完成等を考慮して現場管理を行うものとする。

②指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。業務実施上必要がある場合は、あらかじめ承諾を求めるものとする。

③業務が完了した時は、後片づけ、清掃等を完全に実施しなければならない。

#### (5)業務内容の変更

①発注者による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、受注者の負担により行う。

②受注者の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、業務担当職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認められたときに限り承諾するものとする。

③水準書に指定され、または指示された内容が業務実施困難な場合はその理由、変更内容を申し出、協議するものとする。

④企画提案書に記載された内容について履行を必須とし、追加変更の費用は認めない。

## 4. 安全

### (1)基本事項

業務実施にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、受注者の責任において行うものとする。

### (2)安全体制

①安全確保のため、業務全体を統括する安全責任者および、必要に応じて作業現場ごとの安全責任者の定めを設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制(組織)を確立しなければならない。

②安全責任者は安全のための守則、方法など具体的な対策を定め、これを実施すること。

③安全責任者は、それぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

### (3)安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

### (4)安全管理

①業務用機械は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めるものとする。

②高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。

③火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。

④業務場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めること。

⑤電気、ガス、水道等の施設に近接し業務を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うものとする。

⑥作業員の保健、衛生に留意するとともに、業務現場内の整理整頓を図るなど、作業環境の整備努めること。

#### (5) 緊急時の措置

①人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに業務担当職員に報告すること。

②設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに業務担当職員及び関係者に連絡し、発注者及び受注者による迅速な復旧に努めること。

#### 5. 業務材料

JIS 規格等各種規格に適合している材料を使用すること。

#### 6. 業務写真

##### (1) 撮影箇所

業務後形状が変わるか、または内容が隠蔽される箇所(名称、日時、寸法等が確認できること)及び業務完成写真を撮影し、業務の種類ごとに整理し業務担当職員に提出するものとする。

##### (2) 完成写真

業務完成後の業務完了写真

#### 7. 調整試験

業務が終了すれば総合的な調整、試験を行い、施設の機能を確認しなければならない。なお、音響試験は、業務担当職員の承諾を得て行うものとする。

#### 8. その他

本システムは、業務実施及び設備保守においても無線諸元や設備情報、住民情報などを預かり業務を進めるため、受注者はこれら情報資産を適切に管理する業務実施体制を整備すること。